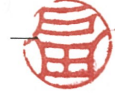


平成30年12月25日

三次市長 増田 和俊 様

三次市公共事業評価監視委員会

委員長 戸田 常



三次市公共事業の評価について（答申）

平成30年11月29日付け三次政企発第189号で諮問のあった三次市公共事業の評価について、次のとおり答申します。

1 作木町統合簡易水道事業

総合的に判断した結果、対応方針（別紙1）に基づき、事業継続が妥当であると認めます。

なお、今後の事業実施にあたっては、長期的な視点のもとでの費用対効果についても十分考慮するとともに、水道事業を通じて市民の生活環境を改善し、将来的なまちづくりに資する安全で安定した生活用水の供給を実現することが必要と判断します。

また、効率的な事業執行と透明性を確保するとともに、各地域が一体となり、作木町全体の地域振興がより一層図られるよう努めてください。

再評価の対応方針

1 対応方針

(1) 事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業に関する再評価について

・ 作木町統合簡易水道事業

「水道事業の費用効果分析マニュアル(平成 23 年 7 月(平成 29 年 3 月一部改訂)厚生労働省健康局水道課)」を基に「残事業における投資」と「事業全体の投資」の両者についての評価を実施します。

(2) 費用対効果分析結果について

分析による費用便益比(B/C)の残事業の投資効率性は 1.53, 事業全体の投資効率性が 1.05 であり, 下記の理由を勘案し, 作木町統合簡易水道事業の継続は妥当と判断します。

2 対応方針の理由

・ 安全で安定した生活用水の供給

今回計画している下作木・大津地域では水源井戸の枯渇の兆候や水源の水質低下が見受けられ, 当該事業の実施がなければこのような水量の減少や水質の悪化は, このまま推移するものと推測できます。

また, 配水管の老朽化の進行に伴い漏水が発生しており, 早急に対策を講じる必要があります。

このため, 残事業を継続し, 生活用水の確保, 浄水機能の強化や老朽管の更新等により, 安全で安定した生活用水の供給を実現することが必要と判断します。